平成２９年（フ）第３１４号
神戸市長田区松野通４丁目２番11―209号
債務者　中阪　洋二
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５５号
神戸市灘区岩屋北町４丁目４番８号丸山ハイツ202号、従前の住所神戸市灘区桜口町５丁目１番８―505号
債務者　鹿瀬満寿美
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３７４号
神戸市兵庫区浜崎通２番22―1202号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町１丁目22番910号
債務者　平本　信一
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０４号
神戸市垂水区東垂水２丁目１番18号
債務者　小山　昌範
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６号
松江市西津田４丁目５番13号　三島貸家中号室、前住所島根県雲南市加茂町大崎214番地３
債務者　錦織　勇太
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５２号
沖縄県糸満市西崎６丁目15番１―201号　アクアマリン
債務者　高橋　宮子（旧姓福仲・伊舎堂）
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１３４号
名古屋市名東区野間町24番地　プールヴァールＮＯＭＡ303号
債務者　中村　祐貴
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５０５号
名古屋市港区十一屋３丁目181番地　第２伊藤ハイツ201号、従前の住所名古屋市港区宝神３丁目1920番地の２
債務者　伊藤　昌宏
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８４６号
札幌市白石区本通17丁目南７番１号　リージェント17Ｂ―201号
債務者　森岡　裕子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９３０号
北海道恵庭市柏木町１丁目１番16―Ｂ号
債務者　黒田　末栄
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９３６号
札幌市中央区北１条西20丁目１番21―503号
債務者　大橋　慎也
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９４８号
札幌市東区北６条東６丁目１番地２　エスポアシティ札幌513号
債務者　髙橋　惠子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５３号
北海道江別市文京台東町10番地の15　ニコルハイツ文京台305号
債務者　山谷　美紀
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５９号
札幌市豊平区豊平７条10丁目２番１―704号
債務者　湯浅可奈子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９８５号
札幌市中央区南７条西11丁目２番23号　サンカナル南７条203号
債務者　滝澤　　怜
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９１号
札幌市豊平区豊平５条10丁目３番５号　グレイス豊平701号
債務者　富樫　　愛
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０００号
札幌市手稲区手稲本町５条３丁目８番12号
債務者　新谷　香織
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部